

農薬適正使用に係る指導の特別強化について

1. 指導体制の強化

(1) 都道府県段階における取組の強化

三局長連名通知に基づき整備した都道府県の指導体制において、改めて農薬、病虫害防除指導、生産振興及び普及担当の行政部局、農業者団体等の連携強化を図り、地域ごとに巡回指導チームの編成、整備を促し、地域における積極的な指導を推進する。

地域組織ごとに編成する巡回指導チームの構成員に対して、ポジティブリスト制度、飛散防止対策等農業者への指導に必要な事項についての情報提供の充実を図り、地域における指導の徹底を図る。

地域における巡回指導チームの活動状況を把握し、取組の弱い地域を中心に一層の取組強化を図る。

(2) 地域における指導体制の強化

三局長連名通知に基づき整備した地域組織において、病虫害防除所及び普及指導センターが中心となり、JAの農薬・防除指導担当及び各農作物の生産指導担当が連携して巡回指導チームを編成し、農業者を対象とした講習会の開催、巡回指導の実施等により積極的に農業者への周知・指導を進める。

地域組織においては、巡回指導チームを通じて、三局長連名通知の別紙の2の「個々の農業者が行う農薬の飛散影響防止対策等」について、改めて周知・指導を徹底する。

その際に、同対策の(2)の指導に当たっては、隣接するほ場に栽培されている農作物の組み合わせに応じて共通して使用可能な農薬に係る情報や農薬使用に当たってドリフト低減型ノズルを使用する等採用可能な飛散防止対策・技術に係る情報等具体的な情報を基にして、適切な農薬の選択や農薬の散布方法等についてのきめ細かな指導を行う。また、必要に応じ、隣接するほ場で農作物を作付けしている農業者間における使用農薬の種類や時期について調整や指導を行う。

農業者からの相談に対して迅速に回答できるよう、各地域の普及指導センターやJAにおいて相談窓口を設置する。また、農業者に対し、当該相談窓口を設置したことを周知するとともに、ポジティブリスト制度の趣旨・内容、農作物ごとの飛散防止対策・技術、使用農薬の選択等について指導する。

2．地域における相談に迅速に対応するネットワークの構築

インターネット等を活用し、各地域の指導機関（普及指導センターやＪＡ等）と農薬適正使用指導強化協議会関係機関（（社）全国農業改良普及支援協会、全国農業協同組合連合会及び農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室をいう。以下同じ。）との間で情報の共有化を図るためのネットワークを構築する。

また、同ネットワークを活用し、各地域の指導機関に設置されている相談窓口において対応困難な相談や質問の農薬適正使用指導強化協議会関係機関への集約、農薬適正使用指導強化協議会関係機関における早急な回答の作成、各地域の指導機関への配付等迅速な対応を図る。